

## 第 25 章 米国企業会計改革法（サーベーンズ＝オクスリー法）への対応

2002 年 7 月 30 日に、米国の企業会計改革法、すなわち 2002 年サーベーンズ＝オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) が成立した。同法は、米国公開の日本企業及びこれら日本企業の監査を行っている日本の監査法人に直接的な影響を及ぼす内容を含むものである。このため、金融庁は、同法を実施する責務を負う米国証券取引委員会 (SEC) 等の日本側カウンターパート(証券規制当局)として、国内の関係省 関係機関等と緊密な連携を図りつつ、SEC等に対して様々な形で対応してきた。

### 第 1 節 企業会計改革法の骨格と同法への懸念

#### 企業会計改革法の骨格

企業会計改革法は、2001 年 11 月のエンロン社や 2002 年 6 月のワールドコム社等の会計不正による企業破綻を契機として制定された包括的な証券改革立法である。同法は、会計事務所に対する監督強化のための「公開企業会計監督委員会」(PCAOB) の設立、会計監査人の独立性の強化、コーポレート・ガバナンスの強化等の企業責任の強化、企業のディスクロージャーの強化、企業犯罪への罰則強化等、広範な内容を含むものとなっている。

#### 米国企業会計改革法への二つの主な懸念

- (1) 米国の企業会計改革法は、米国公開の外国企業 (日本企業を含む) 及びこれら外国企業の会計監査を行っている外国会計事務所 (日本の監査法人を含む) にとって、主に以下の 2 つの懸念を生じさせた。
- (2) 第 1 の主な懸念は、企業会計改革法 301 条による監査委員会の設置義務についてであった。この規定が米国公開の外国企業に適用されると、当該企業は、全員「独立取締役」から成る「監査委員会」を設置しなければならず、この「監査委員会」が会計事務所の選任、報酬及び監督について直接の責任を負うことになる。この規定が米国公開の日本企業にそのまま適用される場合、  
我が国のコーポレートガバナンス制度、すなわち、2003 年 4 月に施行された商法特例法上の「大会社」に監査役会制度と委員会制度 (委員会等設置会社) との自由な選択を認める商法特例法上の制度と抵触するのではないかと  
多くの主要国でも同様であるが、我が国では株主総会で会計監査人を選任する点でも抵触するのではないかと  
「独立取締役」の定義や人数要件等についても、我が国の社外取締役・社外監査役と異なるのではないかと  
等の懸念があった。

(3) 第2の主な懸念は、企業会計改革法106条に基づく外国会計事務所に対する規制監督についてである。この規定は、米国公開企業に関する監査報告書を作成・提供またはこれに実質的な役割を果たしている外国会計事務所についても、米国の法の下で設立・運営されている会計事務所と同様に、企業会計改革法、PCAOB規則及びSEC規則に服させるものである。外国会計事務所が同条の適用を受けるとすると、PCAOBに登録され、PCAOBによる検査、調査（監査調書等の提出を含む）および懲戒手続に服させることになる。この規定については、

我が国の監査法人が米国で物理的に拠点を持って活動していないにもかかわらず、米国の法規制に服させようとする点で、まず、いわゆる域外適用の問題を提起するのではないか

我が国の公認会計士法に基づく監督制度の下にある我が国監査法人に米国の監督権限を直接及ぼすものであり、我が国監査法人の監督制度と重複または矛盾を来す恐れがあるのではないか

我が国の公認会計士は、公認会計士法に基づく守秘義務に服するが、PCAOBへの監査調書等の提出義務づけはこれに抵触する恐れがあるのではないか等の懸念があった。

## 第2節 米国企業会計改革法への対応と企業会計改革法第301条等に関する状況

### SECへの対応

米国の企業会計改革法については、基本的には、SECが規則の制定などを通じて、実施する責任を担っている。特に、米国公開の外国企業の取扱いについては、同法が米国公開の米国企業と外国企業を区別していないため、SECは、その規則制定等を通じて、同法の規定に従う必要性と外国企業の本国の法規制に合理的に配慮する必要性を適切にバランスさせる必要があるとの立場に置かれていた。

そこで、金融庁としては、国内の関係省や関係機関等と緊密に連携しつつ（注1）様々な機会を活用して、SEC等と建設的な対話を継続してきた（注2）。その際には、上記のような我が国の懸念を伝えるとともに、我が国においても、企業会計改革法と同様に、投資家の信認確保を目的として、様々な改革に取り組んでおり、SECがその規則制定に当たって、こうした我が国の同等な取組みを尊重するよう要請してきた。このような観点から、我が国の監査法人の監督制度やその独立性確保のための制度、これら諸制度を一層強化するための最近の取組み等について、SECに説明を行った。

（注1）官民一体となって対応することが重要との認識の下、関係省（法務省、外務省、経済産業省）関係機関など（日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本弁護士連合会、日本監査役協会、米国上場の日本企業）と連絡会を4回開催した。

（注2）2003年6月までのSECへの対応の概要

・SEC委員・スタッフとの会合（2002年7月～）

・日米財務金融対話の会合（日本側議長 財務省、2002年10月・12月）

・日米次官級経済対話の会合（日本側議長 外務省、2003年4月）

- ・日米官民会議の会合 (日本側議長 東芝、2002年11月 2003年4月)
- ・日米投資イニシアティブの会合 (日本側議長 経済産業省、2002年11月 2003年3月 4月)
- ・官民合同ミッションのSEC及びニューヨーク証券取引所 (NYSE 箚訪問 2002年12月)
- ・SEC・PCAOB主催の外国関係者が参加する円卓会議 (ラウンドテーブル)への参加 (2002年12月、2003年3月)
- ・SEC委員長 委員・スタッフ・PCAOB委員長への非公式レターの発出 (2002年7月～)
- ・SEC・PCAOB・NYSEの規則案に対するパブリック・コメントレターの発出 (2002年8月以降、合計7通)

#### 企業会計改革法 301 条に関する状況

SECは、パブリック・コメントを経て、2003年4月1日に、企業会計改革法 301 条に基づき規則を採択し、当該規則は4月25日に発効された。

同規則においては、我が国の監査役会制度については適用除外が認められている一方、我が国の委員会等設置会社を含め、監査委員会を設けている外国企業については適用除外が認められていない。このため、米国公開の委員会等設置会社における監査委員会については、全員「独立取締役」から構成することが必要となる。

また、同規則の適用時期は、米国企業 (収益 250万ドル未満の小企業を除く) については2004年1月15日以降の最初の年次株主総会か2004年10月31日のいずれか早い方とされている一方、米国公開の外国企業については2005年7月31日とされている。

#### 企業会計改革法 106 条に関する状況

PCAOBは、2003年3月7日付けで、会計事務所のPCAOBへの登録制度に関する規則案を公表した。当該規則案では、外国会計事務所がPCAOBへの登録から適用除外とされていないため、金融庁としては、パブリック・コメントレターや公開円卓会議等において、三つの原則、すなわち、互いの主権と監査人監督制度の相互尊重、外国における実質的に同等な制度構築の尊重、実務的な協力の重要性を提示した。に関連して、我が国の公認会計士法の抜本的改正について説明した。

しかしながら、PCAOBは、2003年4月23日に決定した会計事務所のPCAOBへの登録制度に関する規則 (案) において、PCAOBに登録する際に提供すべき情報の範囲や登録期限について一定の配慮を行ったものの、外国会計事務所のPCAOBへの登録義務については維持した。この点について、PCAOBは、米国投資家保護の観点から外国会計事務所に登録義務を課する一方、外国監督当局との対話を通じて行政上の負担軽減を図りたいとしている。

一方、SECは、パブリック・コメントを経て、2003年7月16日に、会計事務所のPCAOBへの登録制度に関する規則を承認した。これにより、米国会計事務所は2003年10月22日までに、外国会計事務所 (我が国の監査法人を含む) は2004年4月19日までにPCAOBへの登録を義務づけられることになる。SECは、会計事務所のPCAOBへの登録制度に関する規則の承認に係る発表文において、PCAOBに対し、特に外国会計事務所の

監督を検討する際には、外国の監督当局との対話継続を促している。

金融庁としては、2003年6月末にSEC及びPCAOBを日本公認会計士協会とともに訪問して対話を行う等、引き続き対応することとしている。